○北海道開発局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字川上二一〇番三から同町字川上七九番一まで	前	一八・九一～一〇三・六六メートル	一・四四三キロメートル
	後	二六・六一～一〇三・六六メートル	一・四四三キロメートル
北海道虻田郡喜茂別町字川上七九番七地先から同町字川上八二番一地先まで	前	八・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	一四・八六～一五・二二メートル	〇・〇二八キロメートル
北海道虻田郡喜茂別町字川上八二番一から同町字福島四一五番一まで	前	一二・三六～一五七・九九メートル	〇・三九一キロメートル
	後	一六・二〇～一六四・一〇メートル	〇・三九一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡浜頓別町中央北二一番から同町中央北二三番まで	前	二〇・〇〇～四八・六八メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	四八・六八～七八・一一メートル	〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡中頓別町字小頓別一〇〇番一八から同町字小頓別八〇番一まで	前	一六・六三～一七・一八メートル	〇・一四七キロメートル
	後	一六・六三～三九・一五メートル	〇・一四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○東京都公安委員会告示第四百八号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十五日

東京都公安委員会委員長　渡邊　佳英

指定暴力団

平成二十八年六月二十日東京都公安委員会告示第二百十九号に係る指定番号三〇一六―二の指定暴力団（住吉会）

変更前

代表する者に代わるべき者の氏名　関　功

変更後

代表する者の氏名　関　功

○山口県公安委員会告示第五十八号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十五日

山口県公安委員会委員長　倉田　惠子

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定の期限　平成二十九年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成三十年十二月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百四十四号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十五日

福岡県公安委員会委員長　藤本　昭

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定の期限　平成二十九年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成三十年十二月二十六日まで

叙位・叙勲

○叙位

正八位

正五位に叙する

正八位

従五位に叙する（各通）

浦田　嘉文
松尾　勉

正六位に叙する（各通）

緒方　孝
杉本　馨
羽根田　明

従六位に叙する（各通）

阿部　健夫
北原　健一

正七位に叙する（各通）

（准空尉）

従七位に叙する（各通）（以上十一月十六日）

（奈良教育大学名誉教授）

従四位に叙する

従七位

石川　滋　木幡　衛

従五位に叙する（各通）

石川　陽一　小柳　光野
廣澤市太郎　船越　昭

正六位に叙する（各通）

安藤　學　長田　明
倉持　良男　白方　潔
野田　忠利

従六位に叙する（各通）

石井　清

正七位に叙する（各通）

後宮　耕三
田中　和幸
友成　才
山口　新平

瀬戸口秀峰
松本　敏雄

佐藤五十六
箸本　和男

小笹美代子
山中　伸子

阿部　賢二
荒木　俊博

中田　恭二

麻生　武司
長池　良昭

中村　徳一
三浦　恒弘

梶本　道雄
新里　忠直

大口　博子
澤地　慎二